

諮問番号：令和6年度諮問第6号

答申番号：令和6年度答申第8号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が令和5年12月25日付けで審査請求人とその妻（以下「審査請求人ら」という。）に対して行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求については、却下されるべきである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の骨子

処分庁は、〇〇〇年〇月〇〇日、審査請求人らの子である〇〇〇〇（以下「●」という。）に対する審査請求人らの虐待・ネグレクトを原因として養育環境の安全性を確保できたとはいえないことを理由に、●について法第33条第1項に基づく一時保護決定処分を行った。

●の一時保護決定処分後、〇年〇〇月〇〇日に審査請求人らの間に〇〇（以下「本児」という。）が出生したが、養育環境の改善は未だ不十分であり、本児に対する虐待・ネグレクトの可能性もあったことから本児について本件処分を行ったところ、審査請求人が令和6年3月13日付け書面により、本件処分について取消しを求め、審査請求を行ったものである。

#### 2 関連法令等の定め

(1) 法第27条の3は、「都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第33条、第33条の2及び第47条の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。」と規定する。

(2) 法第33条第1項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、

第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と規定する。

同条第2項は、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。」と規定する。

- (3) 子ども虐待対応の手引き（令和6年4月22日付け、こ支虐第207号、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）（以下「国の通知」という。）第5章には、次の記載がある。

1～4 （略）

5. 職権による一時保護の留意点は何か

(1) 基本的留意事項

一時保護は、原則として子どもや保護者の同意を得て行うが、同意が得られない場合にも、職権で一時保護を実施することができる。（中略）子どもの安全確保のための一時保護の判断に子ども本人・保護者の同意は要件とはならない。（中略）

子どもが保護者と離れている時に保護することもできるが、その場合には子どもを一時保護したことについての保護者への告知を速やかに行う必要がある。（以下略）

3 前提事実

- (1) 処分庁は、〇〇〇年〇月〇〇日、審査請求人らの子である●について、法第33条第1項に基づく一時保護決定処分を行った。
- (2) 〇年〇〇月〇〇日、審査請求人らの子として本児が出生し、同年12月25日、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年3月13日付け書面により、山梨県知事（以

下「審査庁」という。) に対し本件処分に関する審査請求を行った。

- (4) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し同年 9 月 2 日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

### 第 3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は明確ではないが、本件処分の必要性がないこと及び本件処分に係る事前連絡又は同意がなかったことを理由とし、本件処分は取り消されるべき処分であると主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張

- (1) ●の一時保護決定処分から審査請求人らの養育環境が改善されていないため、本児の安全を確保する必要がある、本件処分を行ったものである。
- (2) 本件処分当日は、処分庁の職員が事前に審査請求人の妻に対し電話にて本児を一時保護する方針を伝え、途中で電話を代わった審査請求人に対しても、その方針を伝えている。
- (3) 同日、本件処分後には、同職員が審査請求人宅を訪問し、審査請求人の妻に対し本件処分を行った旨を告知するとともに、本件処分に係る書面を渡した。なお、同人から審査請求人に対する告知を控えた方が良い旨の申し出があったため、同日中の審査請求人に対する告知を控えた。

### 第 4 審理員意見の要旨

#### 1 結論

本件処分に違法又は不当な点はないため本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 理由

- (1) 法第 33 条第 1 項の規定による一時保護は、国の通知によると「原則として子どもや保護者の同意を得て行うが、同意が得られない場合にも、

職権で一時保護を実施することができる」「子どもが保護者と離れているときに保護することもできるが、その場合には一時保護したことについての保護者への告知を速やかに行う必要がある」としている。

- (2) 処分庁の弁明書によると、処分庁は審査請求人らに本件処分について事前に説明のうえ、本件処分を行っており、その後速やかに審査請求人宅を訪問し、審査請求人の妻に本件処分に係る書面を手交し告知を行っており、国の通知に則った取扱いをしている。

## 第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

## 第6 調査審議の経過及び処分庁の追加主張

### 1 調査審議の経過

令和6年 9月 2日 審査庁から諮問書の提出  
同年10月15日 第1回調査審議  
同年12月 5日 審査庁から追加資料を収受  
同年12月17日 第2回調査審議

### 2 上申書の要旨

審査庁が令和6年12月5日付けで審査会へ提出した、処分庁から審査庁へ提出された上申書（以下「本件上申書」という。）の内容は、以下のとおりである。

- (1) 令和6年7月24日、処分庁は、本児を乳児院又は児童養護施設に入所させるため、〇〇家庭裁判所に対し、法第28条第1項第1号による申立て（以下「本件申立て」という。）をした。
- (2) 同年10月31日、〇〇家庭裁判所は、本件申立てに対し、審査請求人らに監護させることが著しく本児の福祉を害する場合に該当することから、法第27条第1項第3号に基づき、本児を乳児院又は児童養護施設に入所させることを承認するとの審判をした。
- (3) 本件申立てに係る審判は、同年11月16日に確定した。

- (4) 処分庁は、審判確定を受け、同日、法第33条の規定により本件処分を解除した。
- (5) 処分庁は、審査請求人らに対し、本件処分を解除した旨を同日付で通知した。

## 第7 審査会の判断

### 1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件審査請求について

- (1) 行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在を前提として、当該処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を図ることを主たる目的とするものである。したがって、処分の法的効果が消滅し、処分の取消しによって回復すべき法的利益が存在しなくなったときは、当該処分の取消しを求める不服申立ての利益は消滅しているため、その処分の取消しを求める審査請求は却下すべきと解される。
- (2) 本件上申書によれば、令和6年11月16日、本件申立てに対する審判が確定したため、本件処分は解除されている。
- (3) すなわち、現在の本児に対する児童養護施設における保護は、本件申立て審判によるものであり、一時保護処分である本件処分によるものではないことから、一時保護処分の取り消しによっては申立人が本児を手元において養育する目的を達することはできない。したがって、本件不服申立は却下されるべきこととなる。

### 3 結論

以上によれば、本件審査請求は不適法であるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 實川 和子

委員 吉澤 宏治